

弁護士による和解のあっせん

あなたのトラブルを話し合いで解決しませんか？

～災害で発生したさまざまなトラブルの早期・円満な解決をめざします～

令和6年1月の地震によって、建物が損壊したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などでご近所や契約先・仕事先などとの間でトラブルが起こっていませんか？

弁護士会の和解あっせん手続（災害ADR）は、民事上のもめごとについて、中立の弁護士があっせん人として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いでもめごとの円満な解決をめざすものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが速く、柔軟性のある解決ができます。
東日本大震災や熊本地震の際にも、数多く利用されました。

どんなときに使えるの？

令和6年能登半島地震が原因で発生したトラブルについて利用できます。

費用はどのくらいかかるの？

申立手数料は無料です。
解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

時間はどのくらいかかるの？

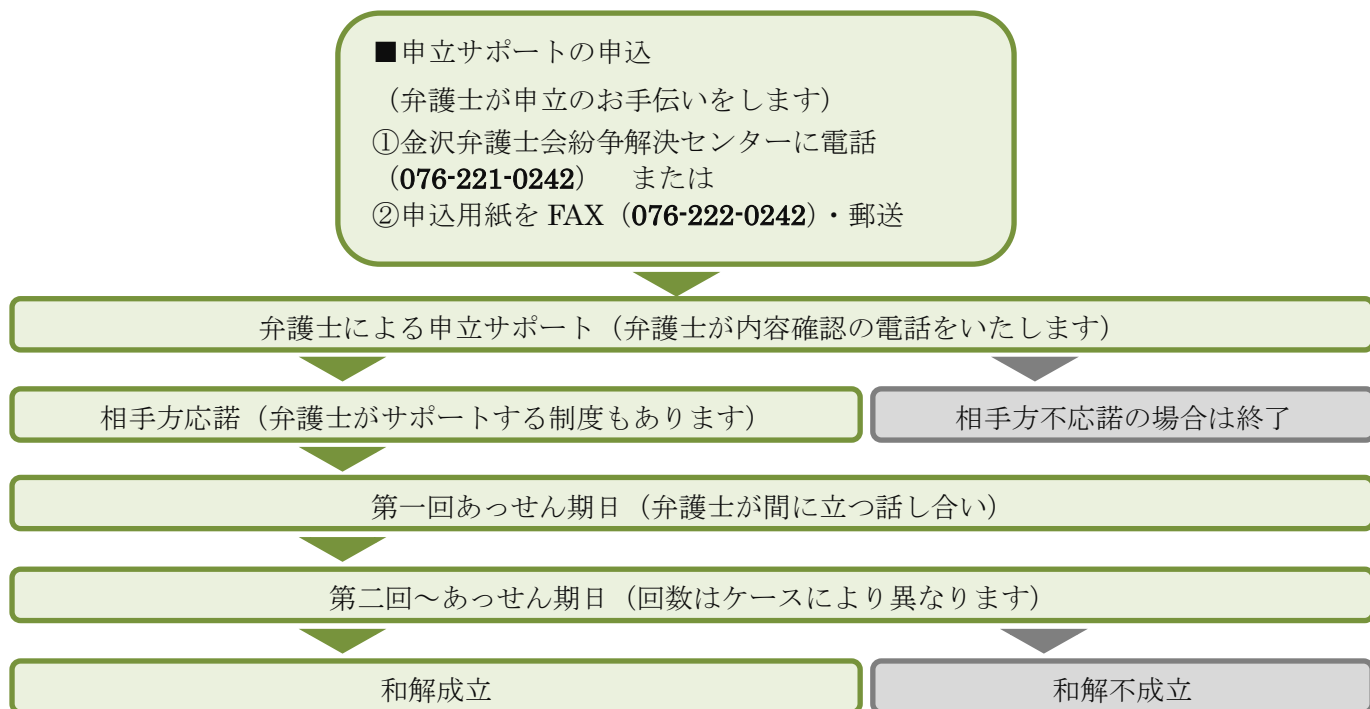
申立→手続開始→手続期日→
双方が納得できる解決
3ヶ月程度の早期解決をめざします。

金沢弁護士会紛争解決センター

住 所 石川県金沢市丸の内7-36
電 話 076-221-0242
(受付時間：平日 午前10時～午後4時)
FAX 076-222-0242

災害の現場に近い場所でも話し合いの手続を開く場合があります。
遠慮なくご相談ください。

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料・・・無料 (一般のADRでは1万円+消費税)
- 相手方手数料・・・無料
- 成立手数料・・・原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を、あっせん人が定める負担割合に従って申立人と相手方で負担していただきます (一般のADRより低額です)。和解が成立しないときは発生しません。

解決金	割合
100万円以下の場合	4%+消費税
100万円を超え200万円以下の場合	2.5%+1万5000円+消費税
200万円を超え500万円以下の場合	1.5%+3万5000円+消費税
500万円を超え5000万円以下の場合	1%+6万円+消費税
500万円を超え1億円以下の場合	0.5%+31万円+消費税
1億円を超える場合	0.25%+56万円+消費税

※書面での申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。
(なお、本ページ冒頭記載のとおり、電話での申込も可能です。)

金沢弁護士会紛争解決センター 御中 (FAX: 076-222-0242)

★災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他			